

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

（当日は、  
日曜日の翌  
日となる）

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等（三件）（市町村振興課）

字の区域の変更（七件）（シ）

土地改良法による換地処分（十件）（農村整備課）

## 告 示

### 鳥取県告示第二百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る小田南部地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字  
の名称  
大字延興寺字荒  
卷

同上の区域（平成九年十二月二十二日現在の地番による。）

大字延興寺字砂田一九二の二の一部、一九二の二の一部、一九六の一、一九六の二、一九六の三の一部、一九六の四、一九七の一、一九七の二の一部、一九七の三、一九八の一、一九八の二の一部、一九八の三、二〇〇の一部、二〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地

大字延興寺字上荒卷のうち二〇一の一部、二〇三の一部、二〇四の一部、二〇四の二、二〇五の一部、二〇五の二、二〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字延興寺字反田二二一、二二二の三及びこれらと一体をなす国有地

大字延興寺字小谷田二二五の三、二二七及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字延興寺字下荒卷二二八、二二九の二から二二九の三まで、二三〇、二三一、二三二の二、二三三の三、二三四の二、二三五、二三六の二、二三六の三、二三八の二から二三八の五まで、二二九の二から二二九の五まで、二四〇の五、二四一の二から二四一の三まで、二四二の二、二四二の三、二四三の二、二四三の三、二四四の二、二四四の三、二四四の四及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字延興寺字菅谷二四八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二四八と一体をなす国有地の一部

大字延興寺字向田二七五、二七六、二七六の二、二七七、二七八、二七九の二、二七九の三、二七九の四、二七九の五

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成九年十二月二十二日現在の地番による。） 大字池谷字古屋敷の全域 大字池谷字南谷口四四の一部、四四の二、四五、四六の一部、四六の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字池谷字古屋敷</p>	<p>大字池谷字南谷口のうち四四の一部、四四の二、四五、四六の一部、四六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字池谷字南谷口</p>	<p>大字池谷字佐坂谷四八の四の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字池谷字佐坂谷</p>	<p>大字池谷字南谷口四六の一部及びこれと一体をなす国有地 大字池谷字佐坂谷のうち四八の四の一部、五四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字池谷字佐坂口</p>	<p>大字池谷字佐坂谷五四の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字池谷字佐坂口の全域 大字池谷字隈田九〇、九〇の一、九〇の二の一部、九〇の三、九〇の四、九一の一から九一の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字池谷字隈田</p>	<p>大字池谷字向山四八六の五 大字延興寺字西岡梨子三三三の四の一部、三三三の一部、三三三の二の一部、三三四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字池谷字諏訪</p>	<p>大字池谷字隈田のうち九〇、九〇の一、九〇の二の一部、九〇の三、九〇の四、九一の一から九一の三まで、九二の三の一部、九二の四の一部、九三の一の一部、九三の二、九三の三の一部、九三の四、九三の五、一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字池谷字撫山</p>	<p>大字池谷字諏訪箭ヶ谷一〇六の一部、一〇七の一部、一〇八から一一三まで及びこれらと一体をなす国有地 大字池谷字沖台一三八の一、一三八の二、一三九の一部、一四〇の一、一四〇の二、一四一の一、一四一の二の一部、一四二の三の一部、一四二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字池谷字撫山一五〇の一部及びこれと一体をなす国有地 大字池谷字森脇一八六の一部、一八七の一、一八七の二、一八八、一八九の一から一八九の三まで、一八九の五、一九〇、一九一の一部、一九一の二、一九二及びこれらと一体をなす国有地並びに一九一の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字池谷字諏訪箭ヶ谷</p>	<p>大字池谷字諏訪箭ヶ谷のうち一〇五から一一三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字池谷字撫山</p>	<p>大字池谷字沖台一三九の一部、一四一の二の一部、一四二の一、一四二の二、一四二の三の一部、一四二の四の一部、一四二の五、</p>

大字池谷字日焼	大字池谷字屋敷	大字池谷字井ノ口	
大字池谷字井ノ口二〇一の一、二〇二の二と一体をなす国有地の	大字池谷字屋敷のうち二二九の四、二二九の六、二二九の七及び二二四の一と一体をなす国有地以外の区域	<p>大字池谷字稲木場一七四の一の一部、一七四の二の一部、一七五の一の一部、一七五の二の一部、一七六の一の一部、一七六の二の一部、一七七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字池谷字五反田一七八の一部、一八〇の四の一部、一八〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字池谷字井ノ口のうち二〇一の一、二〇二の二と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字池谷字前田のうち二〇八の一から二〇八の三までの一部、二〇九の一部、二一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>一四三から一四六まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字池谷字撫山のうち一五〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字池谷字稲木場のうち一七三の一部、一七四の一の一部、一七四の二、一七五の一の一部、一七五の二の一部、一七六の一の一部、一七六の二の一部、一七七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字池谷字五反田のうち一七八の一部、一八〇の四の一部、一八〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字池谷字森脇一八五、一八六の一部、一八六の一、一九一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字黒谷字畑ヶ田二三の四の一部、二四の一部、二五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字池谷字賀伊	大字池谷字口吞	大字池谷字林ノ谷	大字池谷字堤谷
大字池谷字賀伊志のうち四四九の二、四五〇の二、五一四の一五、	大字池谷字口吞谷の全域	大字池谷字林ノ谷のうち四二二の一の一部、四二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字池谷字堤谷のうち三四二、三五〇の二、三五〇の三及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字池谷字野ノ上四六六の五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四六六の一、四六六の三、四六六の五と一体をなす国有地の一部	大字池谷字林ノ谷のうち四二二の一の一部、四二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字池谷字漆谷口のうち三三三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部	大字池谷字漆谷口三三三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
大字池谷字太田	大字池谷字日焼	大字池谷字平治郎田	<p>一部</p> <p>大字池谷字日焼のうち二八一から二八四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字池谷字太田の全域</p> <p>大字池谷字平治郎田の全域</p> <p>大字池谷字漆谷口三三三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字池谷字漆谷口三三三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字池谷字漆谷口のうち三三三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>

志	大字池谷字向山	五一四の一六以外の区域 大字池谷字向山のうち四八六の五以外の区域
	大字黒谷字砂田	大字黒谷字竹ヶ鼻の全域 大字黒谷字砂田の全域
	大字黒谷字畑ケ	<p>大字黒谷字畑ケ田二三の一の一部、二三の五、二三の六の一部、二三の一〇の一部、二四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字黒谷字塚田二九の二の一部、二九の四、二九の五、三〇の一の一部、三〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字黒谷字火打坂三一の一の一部、三一の二、三一の三、三一の四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字池谷字稲木場一七三の一部、一七四の一の一部、一七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字池谷字前田二〇八の一から二〇八の三までの一部、二〇九の一部、二一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字池谷字屋敷二二九の四、二二九の七の一部</p> <p>大字池谷字賀伊志五一四の一五の一部</p> <p>大字院内字杉縄手四四六の一の一部、四四六の三の一部、四四九の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字院内字火打谷四五二の二、四五二の三、四五三の一、四五三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字院内字野ノ上のうち四五四の一の一部、四五四の二の一部、四五五の一部、四六五の三の一部、四六五の五、四六五の六、四六五の八の一部、四六六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四六六の一、四六六の三、四六六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字黒谷字畑ケ田のうち二三の一の一部、二三の四の一部、二三</p>
	田	<p>の五、二三の六の一部、二三の一〇の一部、二四の一部、二五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字黒谷字塚田二九の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二九の三と一体をなす国有地の一部</p>
	大字黒谷字塚田	<p>大字黒谷字塚田のうち二九の二の一部、二九の四、二九の五、三〇の一の一部、三〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
	大字黒谷字椎尾	<p>大字黒谷字火打坂三四の一部、三五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字黒谷字椎尾口四五の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字黒谷字椎尾口四五の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字黒谷字椎尾口四五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字黒谷字椎尾口四五の一の一部、四三の一の一部、四四の一の一部、四五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字黒谷字下前田五二の一の一部、五三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字黒谷字荒神谷三三二の二</p>
	大字黒谷字下前田	<p>大字黒谷字椎尾口四三の一部、四三の一の一部、四四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四の一と一体をなす国有地の一部</p>
	大字黒谷字上前	<p>大字黒谷字下前田のうち五二の一の一部、五三の二、五八の一の一部、五八の二の一部、五八の七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字黒谷字下前田五八の一の一部、五八の二の一部、五八の七及</p>

<p>田 大字黒谷字外葉 大字黒谷字上前田の全域</p>	<p>大字黒谷字外葉のうち一二三の二から一二三の三まで、一二四、一二四の一、一二五から一三〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>甲 大字黒谷字杉ノ 大字黒谷字杉ノ甲のうち一三一、一三一の二、一三二、一三三、一三五の一、一三五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>谷 大字黒谷字岩ケ 大字黒谷字岩ケ谷のうち一四五の二以外の区域</p>	<p>田 大字黒谷字半ノ 大字黒谷字外葉一二三の二から一二三の三まで、一二四、一二四の一、一二五から一三〇まで及びこれらと一体をなす国有地 大字黒谷字杉ノ甲一三一、一三一の二、一三二、一三三、一三五の一、一三五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字黒谷字岩ケ谷一四五の二 大字黒谷字半ノ田の全域 大字黒谷字奥田二七六の三七</p>	<p>谷 大字黒谷字奥田 大字黒谷字奥田のうち二七六の三七以外の区域 大字黒谷字荒神谷のうち三三三の二以外の区域</p>	<p>岡梨子 大字延興寺字東 大字延興寺字東岡梨子のうち一の一の一部、一の三、一の四の一部、一〇の一の一部、一〇の二の一部、一一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに四の一、四の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字延興寺字下河原一二の一の一部、一二の二、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字延興寺字下 大字延興寺字下河原のうち一二の一の一部、一二の二、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字延興寺字東岡梨子一の一の一部、一の三、一の四の一部、一〇の一の一部、一〇の二の一部、一一の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字延興寺字宮村七〇の二、七一の二から七一の三まで、七二の一、七二の二、七三、七三の一、七四の二から七四の三まで、七五及びこれらと一体をなす国有地並びに四二、四三、四三の一、四八、四九、五〇の一、五〇の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字延興寺字内七六の一、七六の二、七六の四、七六の五、七七の四、七七の五、七八の一、八七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに七六の三、七七の二、八八、八八の一、一〇四、一〇四の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字延興寺字ドウド一〇六の一の一部、一〇六の二の一部 大字延興寺字下荒巻二四〇の二から二四〇の四までの一部及びこ</p>	<p>大字延興寺字下河原九二の三の一部、九二の四の一部、九三の一の一部、九三の二、九三の三の一部、九三の四、九三の五、一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字池谷字諏訪箭ヶ谷一〇五、一〇六の一部、一〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字延興寺字西岡梨子三三三〇の二の一部、三三三二の一部、三三三三の一、三三三三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字延興寺字西岡梨子三三三〇の二の一部、三三三二の一部、三三三三の一、三三三三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字延興寺字ド ウド</p>	<p>大字延興寺字ドのうち一〇六の一の一部、一〇六の二の一部、一一〇の一部、一一〇の二、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字延興寺字村 ノ内</p>	<p>大字延興寺字村ノ内のうち七六の一、七六の二、七六の四、七六の五、七七の四、七七の五、七八の一、八七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに七六の三、七七の二、八八、八八の一、一〇四、一〇四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字延興寺字宮 村</p>	<p>大字延興寺字宮村のうち七〇の二、七一の一から七一の三まで、七二の一、七二の二、七三、七三の一、七四の一から七四の三まで、七五及びこれらと一体をなす国有地並びに四二、四三、四三の一、四八、四九、五〇の一、五〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>		<p>れらと一体をなす国有地 大字延興寺字向田二七九の二の一部、二七九の四の一部、二八〇の一、二八〇の二から二八〇の四までの一部、二八〇の五、二八〇の六の一部、二八〇の七、二八三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字延興寺字大坪三〇〇の一の一部、三〇〇の二、三〇一の一部、三〇二の一部、三二二の一の一部、三二二の二の一部、三二二の三の一部、三二三の一部、三二三の一、三三四の一部、三三五及びこれらと一体をなす国有地 大字延興寺字仮り屋縄手三二六の二の一部、三二七の一の一部、三二七の二の一部、三二八の二の一部、三二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二八の二、三二九の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字延興寺字湯 田</p>	<p>大字延興寺字ドウド一〇〇の一部、一一〇の二、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字延興寺字竹ヶ鼻一四〇の四、一四〇の五、一四六の一、一四六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一二三、一二四、一二七の一、一三一の二、一三一の三、一三二、一四〇の一、一四〇の三と一体をなす国有地の一部 大字延興寺字漆原のうち一四八と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字延興寺字城谷一五四の一、一五四の二、一五八の二、一六五の二、一六六及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字延興寺字葉 師谷</p>	<p>大字延興寺字葉師谷のうち一七七から一七九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一七六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字延興寺字城 谷</p>	<p>大字延興寺字城谷のうち一五四の一、一五四の二、一五八の二、一六五の二、一六六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字延興寺字竹 ヶ鼻</p>	<p>大字延興寺字竹ヶ鼻のうち一四〇の四、一四〇の五、一四六の一、一四六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一一六、一二三、一二四、一二七の一、一三一の二、一三一の三、一三二、一四〇の一、一四〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字延興寺字城谷のうち一五四の一、一五四の二、一五八の二、一六五の二、一六六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字延興寺字下荒巻二四〇の二から二四〇の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字延興寺字薬師合一七八の一部、一七九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字延興寺字湯田のうち一八〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字延興寺字砂田一九〇の一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九〇と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字外邑字溝尻五〇の一部、五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字外邑字藪ノ内九一の二の一部、九二の二の一部、九三の二の一部、九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字外邑字神田九六の二の一部、九七の二の一部、九八の二の一部、九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字延興寺字砂田</p> <p>大字延興寺字漆原一四八と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字延興寺字砂田のうち一九〇の一部、一九二の一部、一九三の一部、一九四の一部、一九五の一部、一九六の一部、一九七の一部、一九八の一部、一九九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字延興寺字上荒卷二〇一の一部、二〇三の一部、二〇四の一部、二〇五の一部、二〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字外邑字神田九七の二の一部、九七の二の一部、九八の二の一部、九八の二、九九の二、一〇〇の二、一〇〇の二から一〇〇</p>
--	---

<p>大字延興寺字反田</p>	<p>の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字延興寺字小谷田</p>	<p>大字延興寺字反田のうち二二一、二二二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字延興寺字下荒卷</p>	<p>大字延興寺字小谷田のうち二二五の三、二二七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字延興寺字下荒卷のうち二二八、二二九の二から二二九の三まで、二三〇、二三一、二三二の二、二三三の二、二三四の二、二三五、二三六の二、二三六の二、三三八の二から三三八の五まで、二三九の二から三三九の五まで、二四〇の二から二四〇の五まで、二四一の二から二四一の三まで、二四二の二、二四二の二、二四三の二、二四三の二、二四四の二、二四四の二、二四七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字延興寺字菅谷</p>	<p>大字延興寺字下荒卷二四四の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字延興寺字菅谷のうち二四八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二四八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字延興寺字藪ノ内五六四の二</p>
<p>大字延興寺字向田</p>	<p>大字延興寺字向田のうち二七五、二七六、二七六の二、二七七、二七八、二七九の二から二七九の四まで、二八〇の二から二八〇の七まで、二八三から二八九まで、二八九の二、二九〇、二九一、二九二の二、二九二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字延興寺字大坪</p>	<p>大字延興寺字下河原一五の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字延興寺字向田二八〇の二の一部、二八三の一部、二八四、二八五から二八七までの一部、二八八、二八九、二八九の二、二九〇、二九一、二九二の二、二九二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>有地の一部 大字延興寺字大坪のうち三〇〇の一の一部、三〇〇の二、三〇一の一部、三〇二の一部、三一二の一の一部、三一二の二の一部、三二三の一部、三二三の一、三二四の一部、三二五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字延興寺字仮り屋縄手三一六の一、三一六の二の一部、三一七の一の一部、三一七の二の一部、三一八の一の一部、三一八の二の一部、三一九の一部、三一九の二の一部、三二〇の一部、三二一の一、三二一の二の一部、三二二の三の一部、三二二の一の一部、三二二の二、三二四の二、三二四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字延興寺字釜戸三三八の一の一部、三三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字延興寺字西岡梨子部 大字延興寺字下河原一四の五、一五の一と一体をなす国有地の一の一部、三一七の二、三一八の一の一部、三一八の二の一部、三一九の一部、三二〇の一部、三二一の一、三二一の二の一部、三二二の三の一部、三二二の一の一部、三二二の二、三二四の一部、三二九の二の一部、三二九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二八の二、三二九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字延興寺字西岡梨子のうち三三〇の二の一部、三三一の一部、三三一の一、三三二の四の一部、三三三の一部、三三三の一、三三三の二、三三三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字延興寺字釜戸三三七、三三八の一の一部、三三八の二の一部、</p>
--	---

<p>大字延興寺字釜戸</p>	<p>大字延興寺字釜戸のうち三三七、三三八の一から三三八の四まで、三三九の一、三三九の二、三四〇の二、三四〇の三、三四八の一〇、三四八の一、三四八の一四、三四八の一五、三四八の二一、三四八の二四、三四八の二五、三六四の一から三六四の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字延興寺字東谷 大字延興寺字東谷の全域 大字延興寺字家ノ奥四〇〇、四〇一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字延興寺字家ノ奥 大字延興寺字家ノ奥のうち四〇〇、四〇一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四〇四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字延興寺字西谷 大字延興寺字家ノ奥四〇四と一体をなす国有地の一部 大字延興寺字西谷のうち四二三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字延興寺字山荒巻 大字延興寺字山荒巻のうち五二六以外の区域 大字延興寺字數ノ内のうち五六四の二以外の区域</p>
-----------------	--	---	--	--	--



<p>大字延興寺字西谷北</p>	<p>大字延興寺字西谷北のうち六八<sup>ノ</sup>七、六八一の八以外の区域</p>
<p>大字外邑字姥ヶ谷</p>	<p>大字外邑字姥ヶ谷の全域 大字外邑字青木一八の一部、一八の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字外邑字青木</p>	<p>大字外邑字下岡田三三九の三の一部、三三九の四の一部、三四〇の三の一部、三四〇の五の一部、三四〇の六の一部、三四一の一部、三四一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三三九の三と一体をなす国有地の一部 大字小田字内ノ村二の二の一部、一三の一部、一六の一部、一六の一の一部、一七の一部、一七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字外邑字田中</p>	<p>大字外邑字青木の一八の一部、一九の二、二二、二三の一、二三の四、二四の四、二四の一から二四の三まで、二五及びこれらと一体をなす国有地 大字外邑字田中の全域</p>
<p>大字外邑字堂ノ谷</p>	<p>大字外邑字溝尻のうち五〇の一部、五一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字外邑字美女若</p>	<p>をなす国有地以外の区域 大字外邑字美女若五八の一、五八の二、五八の四の一部、五八の七、二五三の二の一部、二五三の四の一部、二五四、二五五の一の一部、二五五の二、二五五の三、二五六の二の一部、二五六の五の一部、二五七の二の一部、二五七の三、二五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字外邑字堂ノ谷</p>	<p>大字外邑字湯田一八〇の一部及びこれと一体をなす国有地 大字外邑字堂ノ谷のうち三三、三四、三四の二、三五から三八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字外邑字美女若</p>	<p>大字外邑字下岡田三三九の一、三三九の二、三三九の三の一部、三三九の四の一部、三三九の五、三四〇の一、三四〇の二の一部、三四〇の三の一部、三四〇の四、三四〇の五の一部、三四〇の六の一部、三四二の二の一部、三四二の三、三四二の四、三四二の</p>

大字外邑字稲荷下	七、三四三の一、三四三の二の一部、三四三の三、三五八の一の一部、三五八の二、三五八の三の一部、三五八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字外邑字神田	大字外邑字神田のうち九五、九五の一、九五の二、九六の一から九六の四まで、九七の一、九七の二、九八の一、九八の二、九九、一〇〇の一から一〇〇の四まで、一〇一の一から一〇一の三まで、一〇二の一から一〇二の四まで、一〇三の一から一〇三の四まで、一〇四の一から一〇四の三まで、一〇五の一、一〇五の二、一〇六の一、一〇六の二、一〇七の一から一〇七の三まで、一〇八、一〇八の一、一〇九の三、一一〇の五から一一〇の七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字外邑字長通り	大字外邑字稲荷下八四の一部、八四の一の一部、八四の二の一部、八五の六の一部、八五の九の一部、八八、八九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字外邑字藪ノ内	大字外邑字藪ノ内のうち九一の一の一部、九一の二の一部、九二の一、九二の二、九三の一の一部、九三の二、九四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字外邑字神田九五	大字外邑字神田九五、九五の一、九五の二、九六の一、九六の二の一部、九六の三、九六の四、九七の一の一部、九七の二の一部、九八の一の一部、一〇一の一から一〇一の三までの一部、一〇二の一、一〇二の二、一〇二の三の一部、一〇二の四、一〇三の一から一〇三の四までの一部、一〇四の一の一部、一〇四の二、一〇四の三、一〇五の一、一〇五の二の一部、一〇六の一、一〇六の二、一〇七の一から一〇七の三まで、一〇八、一〇八の一、一〇九の三、一一〇の五から一一〇の七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字外邑字長通り	大字外邑字長通りのうち一一六の二、一一六の三、一一八の一部、一一八の一、一二一の一部、一三二の一の一部、一三二の二の一部、一三二の三の一部、一三三の一、一三三の二、一三五の五、一三五の六及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一二二の一、一二二の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字外邑字上岡田	大字外邑字上岡田のうち一四六の一、一四七の一、一四八の一、一四九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字外邑字滝谷	大字外邑字ヤジキ一三八の一部、一三九の一部、一四三の一部、一四四の二及びこれらと一体をなす国有地
大字外邑字ヤジキ	大字外邑字長通り一一六の二、一一六の三、一一八の一部、一一八の一、一二一の一部、一三二の一の一部、一三二の二の一部、一三二、一三三の二、一三四、一三五、一三五の二、一三五の五、一三五の六及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字外邑字上岡田	大字外邑字上岡田一四六の一部、一四七の一の一部

大字外邑字入道	大字外邑字上岡田一四六の二の一部、一四七の二の一部、一四八の二、一四九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字外邑字滝谷の全域 大字外邑字入道谷一六六、一六七の五及びこれらと一体をなす国有地 大字外邑字今井谷一六八の三、一七一の二及びこれらと一体をなす国有地
大字外邑字今井谷	大字外邑字入道谷のうち一六六、一六七の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字外邑字今井谷	大字外邑字今井谷のうち一六八の三、一七一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字外邑字下岡田	大字外邑字下岡田のうち三三九の二から三三九の五まで、三四〇の二から三四〇の六まで、三四一、三四二の二、三四三の二、三四四の二、三四五の二、三四六の二、三四七の二、三四八の二、三四九の二、三五一の二、三五二の二、三五三の二、三五四の二、三五五の二、三五六の二、三五七の二、三五八の二、三五九の二、三六〇の二、三六一、三六二及びこれらと一体をなす国有地並びに三五三と一体をなす国有地以外の区域
大字外邑字坂根	大字外邑字下岡田三五三の一部、三五四の二の一部、三五五の二の一部、三六〇の二の一部、三六二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五三と一体をなす国有地の一部 大字外邑字坂根のうち三六三の一部、三六四の一部、三六九の二

大字外邑字稚谷	部、三七一の二の一部、三七四の四、三七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七七の二、三七八、三七八の二、三七八の二と一体をなす国有地以外の区域 大字外邑字岡田二三の七、二三の八及びこれらと一体をなす国有地 大字小田字塔ノ嶋三三の三
大字外邑字大平	大字外邑字坂根三七四の四、三七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七七の二、三七八、三七八の二、三七八の二と一体をなす国有地の一部 大字外邑字稚谷の全域 大字外邑字大平四〇の一、四〇二の二及びこれらと一体をなす国有地
大字外邑字上神田	大字外邑字大平のうち四〇一の一、四〇二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字外邑字上神田のうち五九三の二、五九三の三以外の区域
大字小田字内ノ村	大字小田字内ノ村のうち二の二の一部、一三の一部、一六の一部、一六の二の一部、一七の一部、一七の二の一部、四三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小田字岡田一九の一、一九の二、一九の三の一部、二九の六の一部、三二の二の一部、三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二〇の二、二〇の三、二二の二、二四の二、二九の七、三一の二と一体をなす国有地の一部 大字小田字半ノ田五二の二の一部、五二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小田字ホイター一五四の一部、一五七の二の一部及びこれらと

大字小田字塔ノ	<p>大字外邑字坂根三七一の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字外邑字坂根三七一の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字小田字塔ノ嶋のうち三三二の三以外の区域</p>
大字小田字岡田	<p>一体をなす国有地の一部並びに一五四と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字外邑字下岡田三四〇の六の一部、三四一の一部、三五九の一の一部、三五九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小田字岡田のうち一九の一、一九の二、一九の三の一部、二一の七、二三の八、二九の六の一部、三二の一の一部、三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二〇の二、二〇の三、二一の二、二四の二、二六の一、二八、二九の七、三二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字小田字台ノ田四八から五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小田字半ノ田のうち五二の一の一部、五二の二の一部、五二の五の一部、五二の六の一部、五二の八の一部、五三の二の一部、五三の三の一部、五四の一の一部、五五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字小田字コンボウ一二五の三の一部、一二五の五、一二五の六の一部</p> <p>大字小田字ホイタ一五七の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字小田字瀬戸田一六七の三の一部</p> <p>大字外邑字下岡田三四〇の二の一部、三四〇の六の一部、三四一の一部、三五五の一部、三五六の一の一部、三五六の二の一部、三五七の一部、三五八の一の一部、三五八の四の一部、三五九の一の一部、三五九の二、三五九の三の一部、三五九の四から三五九の六まで、三六〇の一、三六〇の二の一部、三六一、三六二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

嶋	大字小田字台ノ	<p>大字小田字台ノ田のうち四六、四六の一、四七から五一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
田	大字小田字石原	<p>大字小田字岡田二六の一、二八と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字小田字台ノ田四六、四六の一、四七、四八から五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字小田字半ノ田五二の一の一部、五二の六の一部、五二の八の一部、五四の一の一部、五五及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字小田字石原口の全域</p> <p>大字小田字石原の全域</p> <p>大字小田字コンボウ一二二の二、一二三の四、一二五の四、一二五の六の一部、一三一の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小田字コンボウのうち一二二の二、一二三の四、一二五の三から一二五の六まで、一三一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
タ	大字小田字ホイ	<p>大字小田字半ノ田五二の二の一部、五二の五の一部、五三の二の一部、五三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字小田字コンボウ一二五の三の一部</p> <p>大字小田字ホイタのうち一五四の一部、一五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一五四、一五七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字小田字瀬戸田一六四の一、一六四の三、一六五の三、一六五の四、一六七の三の一部、一六八の八から一六八の一まで、一六八の一三、一六八の一四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字小田字内ノ村四三二の三の一部</p>

大字小田字瀬戸田	大字小田字瀬戸田のうち一六四の一、一六四の三、一六五の三、一六五の四、一六七の三、一六八の八から一六八の一まで、一六八の一三、一六八の一四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字長郷字中猪ノ懸	大字長郷字中猪ノ懸のうち五の一、六、七の一、七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字長郷字口猪ノ懸	大字長郷字口猪ノ懸のうち八の一部、九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字長郷字猪ノ懸	大字長郷字猪ノ懸のうち二七三の七から二七三の九まで以外の一、二、三、四、五、六、七、八、九
大字長郷字猪ノ懸	大字長郷字猪ノ懸のうち二七三の七から二七三の九まで以外の一、二、三、四、五、六、七、八、九
大字院内字猪ノ懸	大字院内字猪ノ懸のうち四三二の一の一部、四三二の二の一部、四三三の一部、四三六の五、四三六の九、四三六の一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四三六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字院内字猪ノ懸	大字院内字猪ノ懸のうち四三二の一の一部、四三二の二の一部、四三三の一部、四三六の五、四三六の九、四三六の一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四三六の二と一体をなす国有地
大字院内字猪ノ懸	大字院内字猪ノ懸のうち四三二の一の一部、四三二の二の一部、四三三の一部、四三六の五、四三六の九、四三六の一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四三六の二と一体をなす国有地

有地の一部	大字院内字杉繩手のうち四四六の一の一部、四四六の三の一部、四四九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四三九の二、四三九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字院内字火打谷	大字院内字火打谷のうち四五二の二、四五二の三、四五三の一、四五三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
廃止する字の名称	大字池谷字沖台、大字池谷字稲木場、大字池谷字五反田、大字池谷字森脇、大字池谷字前田、大字池谷字平治郎田、大字黒谷字竹ヶ鼻、大字黒谷字火打坂、大字延興寺字漆原、大字延興寺字上荒巻、大字延興寺字仮り屋繩手、大字外邑字溝尻、大字外邑字藪ノ内、大字小田字半ノ田、大字小田字石原口、大字院内字野ノ上

鳥取県告示第二百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第一工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称 大字宮市字下如 来堂</p>	<p>同上の区域（平成八年十一月七日現在の地番による。） 大字宮市字下如来堂のうち五〇九の三、五二二の三、五一五、五一六、五一八、五二二の一、五二二の一の一部及びこれらと一体</p>	<p>新たに画する字 の名称 大字宮市字神田</p>	<p>同上の区域（平成八年十一月七日現在の地番による。） 大字宮市字下如来堂五〇九の三、五二二の三、五一五、五一六、五一八、五二二の一及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字如来堂五四六の一、五四七の一、五四八の二、五四九から五五二まで、五五三の一、五五四及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字宮市字中橋のうち五六三以外の区域 大字宮市字鳥居畑五六四、五六六、五六七の五から五六七の五まで、五六八の一、五六八の二、五六九の一、五七二の一の一部、五七二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字宮市字上向原五九一の五から五九一の三までの一部、五九六の五から五九六の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字宮市字舟谷上ミ六八八の一部、六八九の二、六九〇の一、六九二の一部、六九七の一部、七〇〇の一の一部、七〇一の二の一部、七〇一の四の一部、七〇二の三から七〇二の五まで</p>
--	---	------------------------------------	--

<p>大字宮市字如来堂</p>	<p>をなす国有地以外の区域 大字宮市字如来堂五四三の一部、五四四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字鳥居畑五六七の六、五六七の八</p>	<p>大字宮市字中橋</p>	<p>大字宮市字中橋五六三</p>	<p>大字宮市字鳥居畑</p>	<p>大字宮市字鳥居畑のうち五六四、五六六、五六七の五から五六七の六まで、五六七の八、五六八の一、五六八の二、五六九の一、五七二の一、五七二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五七三、五七四の一と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字宮市字上向原</p>	<p>大字宮市字上向原のうち五九一の五から五九一の三までの一部、並びに五六八の二、五七三、五七四の一と一体をなす国有地の一部 大字宮市字下向原五九八の一、五九八の二と一体をなす国有地の一部 大字宮市字舟谷中切六八〇の一部及びこれと一体をなす国有地並</p>
-----------------	--	----------------	-------------------	-----------------	--	-----------------	--

大字宮市字下向原	びに六七八、六八一と一体をなす国有地の一部 大字宮市字下向原のうち五九八の一、五九八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宮市字舟谷中切	大字宮市字舟谷中切のうち六八〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六七八、六八一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宮市字舟谷上ミ	大字宮市字舟谷上ミのうち六八八の一部、六八九の二、六九〇の一、六九二の一部、六九七の一部、七〇〇の一部、七〇一の一部、七〇一の四の一部、七〇二の三から七〇二の五まで以外の区域
大字宮市字苦塔日南	大字宮市字苦塔日南のうち九八四の六の一部、九八四の七の一部、九八四の一五の一部以外の区域
大字宮市字苦塔	大字宮市字苦塔日南九八四の六の一部、九八四の七の一部、九八四の一五の一部
大字宮市字如来原	大字宮市字苦塔の全域 大字宮市字如来原のうち一〇三七の三、一〇三七の一〇、一〇三七の一八、一〇三八の一の一部、一〇三八の二〇の一部、一〇四六の六の五まで、一〇四六の六の一部、一〇四六の二一の一部、一〇四六の一七から一〇四六の二〇まで、一〇四七の一、一〇四七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇三八の一三と一体をなす国有地以外の区域
大字宮市字上ミ小苦塔	大字宮市字上ミ小苦塔一〇六一の四の一部
大字宮市字廣塔	大字宮市字上ミ小苦塔のうち一〇六一の四の一部以外の区域 大字宮市字如来原一〇三七の三、一〇三七の一〇、一〇三七の一八、一〇三八の一の一部、一〇三八の二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇三八の一三と一体をなす国有地

大字宮市字廣塔の全域

鳥取県告示第二百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域（平成八年十一月七日現在の地番による。）
大字宮市字カキ尻	大字宮市字地大名二三の一と一体をなす国有地の一部 大字江尾字カキ尻八二二の一、八二二の二、八二三、八一四の一、八一四の二、八一四の三の一部、八一四の四の一部、八二三の一、八二三の二の一部、八二三の三、八二三の四から八二三の六までの一部、八二三の八の一部、八二五の一から八二五の六まで、八二六、八二七、八二八の一から八二八の四まで、八三一の一、八三一の二、八三二の一から八三二の五まで、八三三の一から八三三の三まで、八三四の一から八三四の六まで、八三五、八三六及びこれらと一体をなす国有地の一部

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成八年十一月七日現在の地番による。）
大字江尾字寺谷 景平	大字江尾字寺谷景平のうち三三五の一部以外の区域
大字江尾字下後 原	大字江尾字下後原のうち七六一の一、七六八の一、七六九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字江尾字上後 原	大字江尾字上後原七七一の二、七七二の四、七七三の三及びこれらと一体をなす国有地
大字江尾字カキ 尻	大字江尾字カキ尻のうち八一二の一、八一三の二、八一四の一、八一四の二、八一四の三の一部、八一四の四の一部、八二二の二、八二二の三の一部、八二二の四、八二二の五から八二二の六までの一部、八二二の八の一部、八二五の一から八二五の六まで、八二六、八二七、八二八の一から八二八の四まで、八三一の一、八三一の二、八三二の一から八三二の五まで、八三三の一から八三三の三まで、八三四の一から八三四の六まで、八三五、八三六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字江尾字石橋	大字江尾字石橋のうち八三七の一、八三七の二の一部、八三八の一、八三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字宮市字堂ノ 脇	大字宮市字堂ノ脇のうち四から六までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字宮市字地大 名	大字宮市字地大名のうち二〇の四の一部及び二〇の四、二二の二、二三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字宮市字畑畑田二六の一から二六の三まで、二七の一、二八の一、二八の三の一部、二九の一、三〇の一から三〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字杉田二二二の一の一部、一二三の一部、一三九の一
大字宮市字畑畑 田	一部、一三九の三及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字横田一四〇の五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字江尾字石橋八三七の一、八三七の二の一部、八三八の一、八三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字宮市字小 路	大字宮市字畑畑田のうち二六の一から二六の三まで、二七の一、二八の一、二八の三の一部、二九の一、三〇の一、三〇の二、三〇の三の一部、三一、三二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字宮市字小 路	大字宮市字小路ケ市谷下のうち三四、三五の一の一部、三五の二、三五の四、四三の一、四三の二の一部、四四の一、四四の二の一部、四九の一、四九の二の一部、五〇、五一の一、五一の二、五二の一、五二の二、五三の一部、五五の一、五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字宮市字小 路	大字宮市字畑畑田三〇の三の一部、三一、三二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字宮市字小 路	大字宮市字小路ケ市谷上のうち二二の一の一部、一二三の一部、一二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字宮市字杉田二二〇の一、一二〇の二、一二二の一部、一二二の二の一部、一二三の二の一部、一二四の一部、一二六の一部、一二七、一二八の一部、一三〇の一部、一二二の一部及びこれら



<p>と一体をなす国有地 大字宮市字溝又ゲ二四九の一部、二五〇の一部</p>	<p>大字宮市字杉田 大字宮市字地大名二〇の四の一部及び二〇の四、二二の二と一体をなす国有地の一部 大字宮市字燭燭田三〇の二から三〇の三までの一部 大字宮市字杉田のうち二二〇の一、二二〇の二、二二二の一部、一二二の二の一部、一二二の二の一部、一二三の一部、一二四の一部、一二六の一部、一二七、一二八の一部、一三〇の一部、一三一の一部、一三九の二の一部、一三九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字宮市字横田一四〇の二の一部、一四〇の五の一部、一四〇の六の一部、一四三の二、一四四の二、一四四の二、一四五、一四六の四、一四八の一、一四九の一、一五〇の四の一部、一五二の四及びこれらと一体をなす国有地並びに一四九の六、一五〇の二と一体をなす国有地 大字宮市字五輪田二二六の三及びこれと一体をなす国有地 大字宮市字ヒズリ二二九の二の一部、二四一の一部、二四二の二、二四二の二、二四三、二四四、二四五の一部、二四六の二、二四六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字溝又ゲ二四七から二四九までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字宮市字横田</p>	<p>大字宮市字横田のうち一四〇の二の一部、一四〇の五、一四〇の六の一部、一四三の二、一四四の二、一四四の二、一四五、一四六の四、一四八の二、一四九の二、一五〇の三の一部、一五〇の四、一五一の二の一部、一五一の四、一五二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>なす国有地並びに一四九の六、一五〇の二と一体をなす国有地以外の区域 大字宮市字下屋敷一五四の一部、一五六の一部、一五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五七、一六二、一六三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字宮市字下屋敷 大字宮市字堂ノ脇六と一体をなす国有地の一部 大字宮市字下屋敷のうち一五三の一部、一五四の一部、一五六の一部、一五七の一部、一八二の一部、一八三の一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五七、一六二、一六三、一八一から一八三まで、一八八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字宮市字後原 大字宮市字堂ノ脇四から六までと一体をなす国有地の一部 大字宮市字下屋敷一八二の一部、一八三の一部及び一八一から一八三まで、一八八と一体をなす国有地の一部 大字宮市字後原のうち一九五から一九七までの一部、二〇四の一部、二〇七の一部、二〇八の一部、二一〇、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字五輪田二三四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字宮市字後原</p>	<p>大字江尾字寺谷景平三三五の一部 大字江尾字下後原七六一の一、七六八の一、七六九の一及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字上後原のうち七七二の二、七七二の四、七七二の三及び</p>

<p>大字宮市字五輪田</p>	<p>びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字江尾字カキ尻八二の一、八二二の二、八二四の一、八二四の二、八二四の四と一体をなす国有地の一部 大字宮市字横田一五〇の三の一部、一五一の一の一部、一五二及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字下屋敷一五三の一部、一五四の一部、一九四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字五輪田のうち二三六の三及びこれと一体をなす国有地並びに二三四と一体をなす国有地以外の区域 大字宮市字中屋敷三六七の一部及び三六七、三六八の二、三六八の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字宮市字ヒズリ</p>	<p>大字宮市字ヒズリのうち三三九の一、二四〇の一、二四〇の二、二四一、二四二の一、二四二の二、二四三から二四五まで、二四六の一、二四六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字宮市字溝又ゲ</p>	<p>大字宮市字ヒズリ二四〇の一の一部、二四一の一部、二四五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字溝又ゲのうち二四七の一部、二四八の一部、二四九から二五一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字宮市字八百田三五六の一部、三五七の一部、三五八、三五八の一の一部、三五九の一部、三六〇の一部、三六一の一の一部、三六一の二、三六一の三の一部、三六二の一の一部、三六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字道ノ上四〇四の一から四〇四の三までの一部、四〇五の一から四〇五の三、四〇六の二の一部、四一四の二、四一四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字小路ケ市谷上一二二の一の一部、一二三の一部、一二</p>
<p>田</p>	<p>四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字溝又ゲ二四七から二五〇までの一部、二五一及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字古神田のうち二五四の一の一部、二五五の一の一部、二五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字宮市字神田平二六一の一部、二六二の一の一部及び二六一と一体をなす国有地の一部 大字宮市字木舟尻三四七の一部、三五二の一部、三五三及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字八百田三五四、三五五、三五六の一部、三五七の一部、三五九の一部、三六〇の一部、三六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>平</p>	<p>大字宮市字神田平のうち二六一の一部、二六二の一の一部及び二六一と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字宮市字木舟</p>	<p>大字宮市字木舟のうち三三九の一、三三八の一、三四二の一、三四四の一、三四四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字宮市字木舟尻</p>	<p>大字宮市字古神田二五四の一の一部、二五五の一の一部、二五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字木舟三三九の一、三三八の一、三四二の一、三四四の一、三四四の三及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字木舟尻のうち三四七の一部、三五二の一部、三五三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字宮市字八百田三六〇の一部、三六一の一の一部、三六一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字道ノ上四一四の三の一部、四一五の一、四一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字宮市字八百田</p>	<p>大字宮市字ヒズリ二三九の一の一部、二四〇の一の一部、二四〇の二、二四一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字八百田のうち三五四から三五八まで、三五八の一の一部、三五九の一部、三六〇の一部、三六一の二から三六一の三まで、三六二の一の一部、三六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字宮市字中屋敷</p>	<p>大字宮市字カミ田四〇二の一、四〇三の一、四〇三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字道ノ上四〇四の一から四〇四の三までの一部、四〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字中屋敷のうち三六七の一部及び三六七、三六八の二、三六八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字宮市字油免</p>	<p>大字宮市字油免のうち三九八の三、三九九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字宮市字カミ田四〇一の一〇、四〇一の一、四〇二の三、四〇二の八、四〇三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇三の二、四〇三の四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字宮市字カミ田</p>	<p>大字宮市字油免三九八の三、三九九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字宮市字カミ田のうち四〇一の一、四〇一の四、四〇一の一〇、四〇一の一、四〇二の一、四〇二の三、四〇二の八、四〇三の一、四〇三の四の一部、四〇三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇三の二、四〇三の四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字宮市字唐川西屋敷四三三の三の一部、四三五の二の一部及び四三三の二、四三三の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字宮市字道ノ上</p>	<p>大字宮市字カミ田四〇一の一、四〇一の四及びこれらと一体をなす国有地 大字宮市字道ノ上のうち四〇四の一から四〇四の三まで、四〇五の一から四〇五の三まで、四〇六の二、四〇八の三の一部、四〇八の四の一部、四一四の二、四一四の三、四一五の一、四一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字宮市字唐川山下四二五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字宮市字唐川山下</p>	<p>大字宮市字道ノ上四〇八の三の一部、四〇八の四の一部 大字宮市字唐川山下のうち四二九の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四二五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字宮市字唐川屋敷廻り四五九の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字宮市字谷奥四八六の一部</p>
<p>大字宮市字唐川西屋敷</p>	<p>大字宮市字唐川西屋敷のうち四三三の三の一部、四三五の二の一部及び四三三の二、四三三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字宮市字唐川屋敷廻り</p>	<p>大字宮市字唐川屋敷廻りのうち四五九の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字宮市字谷奥</p>	<p>大字宮市字唐川山下四二九の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字宮市字唐川屋敷廻り四五九の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字宮市字谷奥のうち四八六の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第二百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定に

より告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩美町が行う土地改良事業に係る高住地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成九年十二月二十二日現在の地番による。）
大字高住字前田	大字高住字前田の全域
大字高住字引屋敷	大字高住字引屋敷二〇〇、二〇二、二〇三と一体をなす国有地の一部
大字高住字下前田	大字高住字下前田二四五の一、二四五の六、二四五の七及びこれらと一体をなす国有地並びに二四五の三、二四五の五、二四六の二、二四六の三と一体をなす国有地の一部
大字高住字引屋敷のうち二〇〇、二〇二、二〇三と一体をなす国有地の一部以外の区域	
大字高住字下前田のうち二四五の一、二四五の六、二四五の七及びこれらと一体をなす国有地並びに二四五の三、二四五の五、二四六の二、二四六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域	

鳥取県告示第二百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定に

より告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩美町が行う土地改良事業に係る下前田地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成九年十二月二十二日現在の地番による。）
大字高住字藤森	大字高住字藤森の全域
大字高住字下前田	大字高住字下前田二三五の一の一部、二三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三八の二と一体をなす国有地の一部
大字高住字下前田のうち二三五の一の一部、二三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域	

鳥取県告示第二百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による中山町が行う土地改良事業に係る大和田地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成九年十一月七日現在の地番による。）
羽田井字大和田 道ノ上	羽田井字大和田道ノ上のうち八五六と一体をなす国有地の一部以 外の区域 羽田井字大和田道ノ下八六一、八六五の一の一部、八六五の二の 一部、八六六の一部、八六七の一部及びこれらと一体をなす国有 地
羽田井字大和田 道ノ下	羽田井字大和田道ノ上八五六と一体をなす国有地の一部 羽田井字大和田道ノ下のうち八六一、八六五の一の一部、八六五 の二の一部、八六六の一部、八六七の一部及びこれらと一体をな す国有地以外の区域

**鳥取県告示第二百十八号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る石見地区第五工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成九年五月三十日現在の地番による。）
花口字長者原	花口字長者原のうち二の一三、五の二、一〇の五から一〇の七ま で、一一及びこれらと一体をなす国有地並びに五の一と一体をな す国有地以外の区域
花口字長者原中 道下タ	花口字長者原二の一三、五の二、一〇の五から一〇の七まで、一 一及びこれらと一体をなす国有地並びに五の一と一体をなす国有 地 花口字長者原中道下タの全域
花口字長者原中 道上エ	花口字長者原中道上エのうち二六の五、二六の六、二六の一、 二六の一三、三五の一、三五の二、三五の四、三五の五及びこれ らと一体をなす国有地の一部以外の区域
花口字寺谷	花口字寺谷のうち三七八の一の一部、三七九、三八〇、三八一の 二、三八二、三八三の一、三八三の二の一部、三八四の一部、三 八五、三八六の一、三八六の四、三八七の一の一部、三八七の二 の一部、三八八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 花口字谷奥三九七の五、三九七の六
花口字谷奥	花口字場ヶ塔四二五の二の一部、四二六から四二八までの一部、 四二九、四三〇、四三一から四三三までの一部、四四一の一部及 びこれらと一体をなす国有地
花口字場ヶ塔	花口字谷奥のうち三九七の五、三九七の六、四〇二の三、四〇三 の一〇、四〇三の四八から四〇三の五一まで以外の区域
花口字場ヶ塔	花口字寺奥三七八の一の一部、三七九、三八〇、三八一の二、三

<p>花口字谷奥山</p>	<p>八二、三八三の一、三八三の二の一部、三八四の一部、三八五、三八六の一、三八六の四、三八七の一の一部、三八七の二の一部、三八八の一部及びこれらと一体をなす国有地 花口字谷奥山四〇二の三、四〇三の一〇、四〇三の四八、四〇三の五一 花口字場ヶ塔のうち四二五の二の一部、四二六から四二八までの一部、四二九、四三〇、四三一から四三三までの一部、四四一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 花口字谷奥山四六五の四、四六五の五</p>
<p>花口字流田</p>	<p>花口字流田のうち四八八と一体をなす国有地の一部以外の区域 花口字原田ノ口五一〇の三の一部、五一三の一部 花口字流田上ミ道下タ五二五、五二六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>花口字原田ノ口</p>	<p>花口字原田ノ口のうち五一〇の三、五一三、五一四の二、五一五から五二〇まで、五二一の一、五二二の二、五二二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>花口字流田上ミ道下タ</p>	<p>花口字谷奥山四六八の二の一部 花口字原田ノ口五一〇の三の一部、五一三の一部、五一四の二、五一五から五一七までの一部、五一九の一部、五二二の一の一部、五二二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 花口字流田上ミ道下タのうち五二三から五二五まで、五二六の一部、五二七の一部、五二八の一、五二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 花口字原道上エ五二九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>花口字キジャケ</p>	<p>並びに五四四と一体をなす国有地の一部 花口字原道上エ 花口字谷奥山四〇三の四九 花口字谷奥山四六八の二の一部 花口字原田ノ口五一五から五一七までの一部、五一八、五一九の一部、五二〇、五二二の一の一部、五二二及びこれらと一体をなす国有地 花口字流田上ミ道下タ五二三、五二四、五二六の一部、五二七の一部、五二八の一、五二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 花口字原道上エのうち五二九の一の一部、五三三の二の一部、五四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四四と一体をなす国有地の一部以外の区域 花口字原田六二〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>谷</p>	<p>花口字谷奥山四〇三の五〇の一部 花口字原道上エ五四四の一部及びこれと一体をなす国有地 花口字キジャケ谷のうち五四六の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域 花口字里宇津五七四の三八、五七四の三九 花口字原田六〇九の二、六〇九の三、六一〇の四の一部、六一〇の五、六一一の二、六一二の一、六一三から六一七まで、六一八の一、六一八の二の一部、六一八の三、六一八の四の一部、六一九、六二〇の一部、六二二、六二二、六二三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>花口字里宇津 花口字宮原</p>	<p>花口字里宇津のうち五七四の三八、五七四の三九以外の区域 花口字谷奥山四〇三の五〇の一部</p>

花口字神田	<p>花口字原道上エ五三三の二の一部、五四四の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>花口字キジヤケ谷五四六の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p> <p>花口字宮原のうち六〇九の二、六〇九の三、六一〇の四の一部、六一〇の五、六一一の二、六一二の一、六一三から六一七まで、六一八の一、六一八の二の一部、六一八の三、六一八の四の一部、六一九、六二〇の一部、六二一、六二二、六二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
花口字石塔	<p>花口字神田のうち六五二の三、六七三の三、六七五の一部、六七八の一部、六七九の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>花口字石塔のうち六八〇の一の一部、六八一の一部、六八五の一部、七〇九の三の一部、七二〇の一部、七二一の二の一部、七二九の二、七三〇、七三一の三、七三二の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>花口字石塔原下タ七七六の三の一部、七七六の四の一部、七七七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>花口字石塔原七四〇の二と一体をなす国有地の一部</p>
花口字石塔原	<p>花口字石塔七二九の二、七三〇、七三一の三、七三二の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
花口字石塔原下	<p>れらと一体をなす国有地</p> <p>花口字石塔原のうち七四〇の二、七四八、七四九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>花口字石塔原下タ七六四の一の一部及びこれと一体をなす国有地大字花口字黒谷尻八三〇の二一</p>
花口字黒谷尻	<p>花口字神田六五二の三及び六四八の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>花口字石塔六八〇の一の一部、六八一の一部、六八五の一部、七〇九の三の一部、七二〇の一部、七二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>花口字石塔原七四八、七四九の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>花口字石塔原下タのうち七六四の一の一部、七七六の三の一部、七七六の四、七七七の一、七七七の二、七八〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに七七八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
花口字吉野土居	<p>花口字黒谷尻のうち八二五の一、八二八の一、八二九、八三〇の二から八三〇の一四まで以外の区域</p> <p>花口字黒谷尻八二五の一、八二八の一、八二九、八三〇の一三、八三〇一四</p> <p>花口字吉野土居の全域</p>
花口字吉野	<p>花口字吉野のうち八八五の一、八八五の五、八九六の一の一部、八九九の一の一部、八九九の二の一部、八九九の四の一部、八九九の五の一部、九〇〇、九〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
花口字原田	<p>花口字吉野八九九の一の一部、八九九の四の一部、九〇〇、九〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

花口字鉄穴ケ向	花口字鉄穴ケ向のうち九九六の二六、一〇〇四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 花口字上ミ田道下タ一〇〇八の一の一部及びこれと一体をなす国有地	花口字クデン	花口字中租一四八の一の一部及びこれと一体をなす国有地 花口字吉野八八五の一、八八五の五、八九六の一の一部、八九九の一の一部、八九九の二の一部、八九九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 花口字原田九二四の一の一部、九二四の二、九二五の一、九二五の二及びこれらと一体をなす国有地 花口字クデンのうち九二六の三の一部、九二九の一部、九三二の一の一部、九三二の二、九三三の六の一部、九三三の二一三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 花口字鉄穴ケ向九九六の二六 花口字上ミ田道下タ一〇〇八の一の一部 花口字鉄穴内一二二の三の一部、一二二五の一の一部、一二二五の二の一部、一二二六の一の一部、一二二六の二の一部、一二二七の二の一部
---------	--	--------	--

花口字鉄穴内	花口字クデン九二九の一部及びこれと一体をなす国有地 花口字フコウラ一〇三六の一、一〇三七、一〇三八の五及びこれ	花口字洞ノ内	花口字洞ノ内の一〇九九の一、一〇九九の三、一〇九九の四、一一〇〇の三、一一〇〇の一の三	花口字フコウラ	花口字フコウラのうち一〇二五の二、一〇二六の二、一〇二六の六、一〇二六の七、一〇二六の九、一〇三三の三、一〇三四の三、一〇三四の五、一〇三六の一、一〇三七、一〇三八の五、一〇三八の九、一〇三八の一〇、一〇四〇の三、一〇四二、一〇四三の七、一〇四三の八及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三八の四と一体をなす国有地以外の区域 花口字洞ノ内一〇九九の一、一〇九九の三、一〇九九の四、一一〇〇の三、一一〇〇の一の三	花口字クデン山	花口字クデン山の全域 花口字フコウラ一〇二五の二、一〇二六の二、一〇二六の六、一〇二六の七、一〇二六の九、一〇三三の三、一〇三四の三、一〇三四の五、一〇三八の九、一〇三八の一〇、一〇四〇の三、一〇四二、一〇四三の七、一〇四三の八及びこれらと一体をなす国有地	花口字上ミ田道下タ	花口字クデン九二六の三の一部、九三二の一の一部、九三二の二、九三三の六の一部、九三三の二一三の一部及びこれらと一体をなす国有地 花口字鉄穴ケ向一〇〇四の一の一部及びこれと一体をなす国有地 花口字上ミ田道下タのうち一〇〇八の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
--------	--	--------	---	---------	--	---------	---	-----------	---



花口字中祖	<p>らと一体をなす国有地並びに一〇三八の四と一体をなす国有地の一部</p> <p>花口字鉄穴内のうち一一一七、一一一八の二の一部、一一一八の二、一一一九の二、一一一九の二、一一二一の二から一一二一の三までの一部、一一二二の五、一一二二の八の一部、一一二五の二の一部、一一二五の二の一部、一一二六の二の一部、一一二六の二の一部、一一二七の二の一部、一一二八の二の一部、一一二八の二の一部、一一三一及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇九の二、一一〇九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>花口字原田九一七の二の一部、九二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>花口字鉄穴内一一一八の二の一部、一一一九の二、一一二二の二の一部、一一二二の二の一部、一一二六の二の一部、一一二七の二の一部、一一二八の二の一部、一一二八の二の一部、一一三二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>花口字代田のうち一一三八の三の一部、一一三九の一部、一一四四の一部、一一四六の二の一部、一一四六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>花口字中ブケ一二九二の一部、一二九三の一部、一二九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二八七の二、一二九二、一二九三、一二九五の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>花口字小丸山一二九八の二、一二九八の四の一部、一二九八の五から一二九八の九まで、一三〇六の二、一三〇六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
花口字代田	<p>らと一体をなす国有地並びに一〇三八の四と一体をなす国有地の一部</p> <p>花口字鉄穴内のうち一一一七、一一一八の二の一部、一一一八の二、一一一九の二、一一一九の二、一一二一の二から一一二一の三までの一部、一一二二の五、一一二二の八の一部、一一二五の二の一部、一一二五の二の一部、一一二六の二の一部、一一二六の二の一部、一一二七の二の一部、一一二八の二の一部、一一二八の二の一部、一一三二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇九の二、一一〇九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>花口字原田九一七の二の一部、九二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>花口字鉄穴内一一一八の二の一部、一一一九の二、一一二二の二の一部、一一二二の二の一部、一一二六の二の一部、一一二七の二の一部、一一二八の二の一部、一一二八の二の一部、一一三二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>花口字代田のうち一一三八の三の一部、一一三九の一部、一一四四の一部、一一四六の二の一部、一一四六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>花口字中ブケ一二九二の一部、一二九三の一部、一二九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二八七の二、一二九二、一二九三、一二九五の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>花口字小丸山一二九八の二、一二九八の四の一部、一二九八の五から一二九八の九まで、一三〇六の二、一三〇六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

花口字問屋ノ前 道下タ	<p>花口字代田一一四六の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>花口字中祖のうち一一四七の三、一一四八の二の一部、一一四八の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>花口字中ブケ一二八六の二の一部、一一八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二八五の四、一二八五の五と一体をなす国有地の一部</p>
花口字橋詰	<p>花口字原田九一四の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>花口字中祖一一四七の三の一部、一一四八の五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>花口字問屋ノ前道下タのうち一一四九の二の一部、一一四九の二、一一五〇の二の一部、一一五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>花口字中ブケ一二八五の三の一部、一二八四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>花口字殿倉一二六七の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一二六〇の二、一二六〇の五と一体をなす国有地の一部</p>
花口字松山	<p>花口字橋詰のうち一二一九の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>花口字松山のうち一二三三の二の一部以外の区域</p>
花口字殿倉	<p>花口字松山一二三三の二の一部</p> <p>花口字橋詰一二一九の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>花口字松山のうち一二三三の二の一部以外の区域</p> <p>花口字問屋ノ前道下タ一一四九の二の一部、一一四九の二、一一五〇の二の一部、一一五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>花口字殿倉のうち一二六七の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一二六〇の二、一二六〇の五と一体をなす国有地の一部</p>

花口字中ブケ	以外の区域
花口字小丸山	花口字中租二一四七の三の一部及びこれと一体をなす国有地 花口字中ブケのうち二二八四の一部、一二八五の三の一部、一二八六の二の一部、一二八七の二の一部、一二九二の一部、一二九三の一部、一二九五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一二八五の四、一二八五の五、一二八七の一、一二九二、一二九三、一二九四の一、一二九四の二、一二九五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
花口字井ノ奥下 タノ切	花口字鉄穴内一一〇九の一、一一〇九の二と一体をなす国有地の一部 花口字小丸山一三〇三の一の一部、一三〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地 花口字井ノ奥下タノ切のうち一三二〇の一部、一三二二の一部、一三二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三二一
花口字井ノ奥空 ノ切	八と一体をなす国有地の一部以外の区域 花口字井ノ奥空ノ切一三三三の三の一部、一三三三の六の一部 花口字高下田一三七七の二の一部 花口字洞ノ内一〇八一の二、一〇八三、一〇八四の一、一〇八四の二と一体をなす国有地の一部 花口字井ノ奥下タノ切一三二七の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一三二八と一体をなす国有地の一部 花口字井ノ奥空ノ切のうち一三三二の一の一部、一三三二の二の一部、一三三三の三の一部、一三三三の六の一部、一三三四の二の一部、一三三八の一部、一三五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 花口字井ノ奥一三五一、一三五二の七 花口字井ノ奥西一三五四の二、一三五五の二の一部、一三五八の一部、一三五九の一部、一三六〇、一三六一から一三六三までの一部、一三六四の一、一三六四の二、一三六五、一三六六の一部、一三六七、一三六八の一部、一三六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 花口字黒ワラビ一三八五の三の一部
花口字井ノ奥	花口字井ノ奥のうち一三五一、一三五二の七以外の区域 花口字井ノ奥空ノ切一三三二の一の一部、一三三二の二の一部、一三三四の二の一部、一三三八の一部、一三五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
花口字井ノ奥西	花口字井ノ奥西のうち一三五四の二、一三五五の二の一部、一三五八の一部、一三五九の一部、一三六〇、一三六一から一三六三までの一部、一三六四の一、一三六四の二、一三六五、一三六六の一部、一三六七、一三六八の一部、一三六八の二の一部及

花口字高下田	花口字黒ワラビ一三八五の三の一部 花口字中ブケ一三九四の一、一三九四の二と一体をなす国有地の一部 花口字井ノ奥下タノ切一三三二の一部及びこれと一体をなす国有地 花口字高下田のうち一三七一の二の一部、一三七三の一部、一三七四、一三七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
花口字道場田	花口字道場田一三七八の二の一部、一三七八の三の一部、一三七九の二の一部、一三七九の七の一部、一三七九の八の一部 花口字道場田のうち一三七八の二の一部、一三七八の三の一部、一三七九の二の一部、一三七九の七の一部、一三七九の八の一部 花口字道場田のうち一三七八の二の一部、一三八五の三、一三九〇の三の一部、一四〇一、一四一八の一部、一四一九の二の一部、一四二〇の二の一部、一四二〇の三、一四二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三九〇の三、一三九〇の四、一三九〇の七、一三九〇の二〇、一三九〇の四一、一三九〇の五五、一三九九、一四一八と一体をなす国有地の一部以外の区域 花口字オケ峠一五二二の二の一部、一五二二の三の一部、一五二三の二の一部、一五二四の一部及びこれらと一体をなす国有地
花口字黒ワラビ	花口字黒ワラビのうち一三八三の二、一三八五の三、一三九〇の三の一部、一四〇一、一四一八の一部、一四一九の二の一部、一四二〇の二の一部、一四二〇の三、一四二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三九〇の三、一三九〇の四、一三九〇の七、一三九〇の二〇、一三九〇の四一、一三九〇の五五、一三九九、一四一八と一体をなす国有地の一部以外の区域 花口字オケ峠一五二二の二の一部、一五二二の三の一部、一五二三の二の一部、一五二四の一部及びこれらと一体をなす国有地
花口字猪平	花口字黒ワラビ一四一九の二の一部、一四二〇の二の一部、一四二〇の三、一四二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三九〇の二〇、一三九〇の四一、一三九〇の五五と一体を

花口字オケ峠	なす国有地の一部 花口字猪平のうち一四八五の二七と一体をなす国有地の一部以外の区域 花口字黒ワラビ一三九〇の三の一部、一四〇一、一四一八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三九〇の三、一三九〇の四、一三九〇の七、一三九九、一四一八と一体をなす国有地の一部 花口字猪平一四八五の二七と一体をなす国有地の一部 花口字オケ峠のうち一五〇三の二の一部、一五〇四の一部、一五二二の二の一部、一五二二の三の一部、一五二三の二の一部、一五二四の一部、一五二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 花口字大原山一八九九の一八の一部、一八九九の九三の一部 花口字オケ峠一五〇三の二の一部、一五〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地 花口字大原山のうち一八九九の一八の一部、一八九九の九三の一部以外の区域
花口字大原山	花口字オケ峠一五〇三の二の一部、一五〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地 花口字大原山のうち一八九九の一八の一部、一八九九の九三の一部以外の区域

**鳥取県告示第二百十九号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日南町が行う土地改良事業に係る井原奥地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成九年十一月二十六日現在の地番による。）
神福字向垣内井 手上エ	神福字向垣内井手上エのうち一四九五の一、一四九六の一、一四九七の二、一四九八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一四九八の一と一体をなす国有地以外の区域
神福字向ケ市	神福字向ケ市のうち一五〇一の二、一五〇三の二、一五〇三の五、一五〇三の六、一五〇四、一五〇五以外の区域
神福字向ケ市井 手下タ	神福字向垣内井手上エ一四九五の一、一四九六の一、一四九七の二、一四九八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一四九八の一と一体をなす国有地
神福字道ノ上エ	神福字向ケ市一五〇一の二、一五〇三の二、一五〇三の五、一五〇三の六、一五〇四、一五〇五 神福字向ケ市井手下タの全域
神福字庄田	神福字道ノ上エの全域 神福字庄田一七一九、一七二〇の一及びこれらと一体をなす国有地
前 神福字竹ノ下タ	神福字庄田のうち一七一九、一七二〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 神福字竹ノ下タ前の全域
神福字庄田ノマ エ	神福字庄田ノマエのうち一七五四の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
神福字津山	神福字津山のうち一八三二の二、一八三二の三、一八三二の三以外の区域
神福字懸田	神福字懸田のうち一八三八の四及びこれと一体をなす国有地の一

神福字井原仲田	部以外の区域 神福懸田一八三八の四及びこれと一体をなす国有地の一部
神福字大谷尻リ	神福字井原仲田の全域 神福字大谷尻リの全域
神福字大谷奥	神福字塔田一八九〇の二 神福字大谷奥の全域
神福字大谷鐘床 下モ	神福字大谷鐘床下モ一八六七、一八六八の三から一八六八の五まで、一八七〇の二及びこれらと一体をなす国有地
神福字塔田	神福字大谷鐘床下モのうち一八六七、一八六八の三から一八六八の五まで、一八七〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神福字松ノ木垣内 井手下タ	神福字塔田のうち一八九〇の二以外の区域 神福字津山一八三二の二、一八三二の三、一八三二の三 神福字松ノ木垣内井手下タの全域
神福字松ノ木垣 内井手上エ	神福字松ノ木垣内井手上エのうち一九五三の三から一九五三の五まで、一九五四の一から一九五四の三まで、一九五五の二、一九五五の二、一九五五の三まで、一九五五の二、一九五六の二
前 神福字越ケ市ノ 田	神福字松ノ木垣内井手上エのうち一九五三の三から一九五三の五まで、一九五四の一から一九五四の三まで、一九五五の二、一九五六の二以外の区域 神福字越ケ市ノ前のうち一九六四の一の一部、一九六四の四の一部以外の区域 神福字越ケ市口田一九八六の一の一部、一九八七の一部 神福字越ケ市ノ前一九六四の一の一部、一九六四の四の一部 神福字越ケ市口田のうち一九八六の一の一部、一九八七の一部、一九九一の一の一部以外の区域

神福字塚原	神福字越ヶ市口田一九九二の一の一部 神福字塚原の全域
神福字大原	神福字大原のうち二〇二二の六、二〇二三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
神福字大原奥	神福字大原二〇二二の六、二〇二三及びこれらと一体をなす国有地の一部
神福字植松	神福字大原奥の全域
神福字植松	神福字植松のうち二〇四二の五、二〇四二の八、二〇四三の二から二〇四三の四まで、二〇四三の四まで、二〇四四の一、二〇四四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
神福字植松原	神福字植松二〇四二の五、二〇四三の二から二〇四三の四まで、二〇四四の一、二〇四四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
神福字植松原道	神福字植松原のうち二〇五〇の四の一部、二〇五〇の九、二〇五〇の一〇、二〇五四の一の一部、二〇五四の三の一部、二〇五四の五の一部、二〇五四の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
ウヘ	神福字植松原二〇五四の一の一部、二〇五四の三の一部、二〇五四の五の一部、二〇五四の六及びこれらと一体をなす国有地
神福字塩瀧道下	神福字植松二〇四二の八
タ	神福字植松原二〇五〇の四の一部、二〇五〇の九、二〇五〇の一〇 神福字小竹尻二一一二と一体をなす国有地の一部 神福字塩瀧道下タの全域
神福字小竹尻	神福字小竹尻のうち二一一二と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第八工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成九年十月一日現在の地番による。）
大字美用字小黒目	大字美用字小黒目のうち二二六の二、二二七の一〇以外の区域
大字美用字瀬戸	大字美用字小黒目二二七の一〇
向坂根	大字美用字瀬戸向坂根の全域
大字美用字小畑河原	大字美用字小畑河原の全域
河原	大字美用字小畑ノ上九九二の二及び九九〇の一、九九二の二と一体をなす国有地の一部
大字美用字彦太郎	大字美用字小黒目二二六の二 大字美用字彦太郎の全域
大字美用字小畑ノ上	大字美用字小畑ノ上のうち九九二の二及び九九〇の一、九九二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る南大山区第四工区の換地処分が公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成九年十月一日現在の地番による。)
大字貝田字京屋林	大字貝田字京屋林のうち五の一、五の二の一部、五の三の一部、六の一の一部、八の一部、一三の一の一部以外の区域
大字貝田字林ノ元	大字貝田字林ノ元二四の一部
大字貝田字京屋林五の一	大字貝田字京屋林五の一、五の二の一部、五の三の一部、六の一の一部、八の一部、一三の一の一部
大字貝田字林邊り	大字貝田字林邊りのうち二四の一部、二五の一部、二六の一の一部、二六の二、二六の三、二七の一から二七の三まで、二八の一の一部、二八の二、二八の三の一部、二九の一部、一一六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇の二、三四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字貝田字高下ノ下	大字貝田字高下ノ下四五の二の一部、四六の一の一部、四六の二

大字貝田字高下ノ下	大字貝田字高下ノ下のうち四五の一、四五の二、四六の一、四六の二、四七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字貝田字江尾道三八二の一	大字貝田字江尾道三八二の一の一部、三九〇の一の一部
大字貝田字江尾道三九〇の一	大字貝田字江尾道三九〇の一の一部、三九〇の二、三九〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字貝田字江尾道三九〇の二	大字貝田字江尾道三九〇の二の一部、四九の二、四九の三の一部、一二五五の一部
大字貝田字江尾道三九〇の三	大字貝田字江尾道三九〇の三の一部、二六の二、二六の三の一部、二七の二の一部、二八の一から二八の三までの一部、二九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇の二、三四の二と一体をなす国有地の一部
大字貝田字江尾道三九〇の四	大字貝田字江尾道三九〇の四の一部、二二八の二、二二八の三の一部、二二八の四の一部、二二八の五の一部、二二八の六の一部、二二八の七の一部、二二八の八の一部、二二八の九の一部、二二八の一〇の一部、二二八の一〇の二、二二八の一〇の三、二二八の一〇の四、二二八の一〇の五、二二八の一〇の六、二二八の一〇の七、二二八の一〇の八、二二八の一〇の九、二二八の一〇の一〇、二二八の一〇の一〇の二、二二八の一〇の一〇の三、二二八の一〇の一〇の四、二二八の一〇の一〇の五、二二八の一〇の一〇の六、二二八の一〇の一〇の七、二二八の一〇の一〇の八、二二八の一〇の一〇の九、二二八の一〇の一〇の一〇
大字貝田字江尾道三九〇の五	大字貝田字江尾道三九〇の五の一部、二二八の二、二二八の三の一部、二二八の四の一部、二二八の五の一部、二二八の六の一部、二二八の七の一部、二二八の八の一部、二二八の九の一部、二二八の一〇の一部、二二八の一〇の二、二二八の一〇の三、二二八の一〇の四、二二八の一〇の五、二二八の一〇の六、二二八の一〇の七、二二八の一〇の八、二二八の一〇の九、二二八の一〇の一〇
大字貝田字江尾道三九〇の六	大字貝田字江尾道三九〇の六の一部、二二八の二、二二八の三の一部、二二八の四の一部、二二八の五の一部、二二八の六の一部、二二八の七の一部、二二八の八の一部、二二八の九の一部、二二八の一〇の一部、二二八の一〇の二、二二八の一〇の三、二二八の一〇の四、二二八の一〇の五、二二八の一〇の六、二二八の一〇の七、二二八の一〇の八、二二八の一〇の九、二二八の一〇の一〇
大字貝田字江尾道三九〇の七	大字貝田字江尾道三九〇の七の一部、二二八の二、二二八の三の一部、二二八の四の一部、二二八の五の一部、二二八の六の一部、二二八の七の一部、二二八の八の一部、二二八の九の一部、二二八の一〇の一部、二二八の一〇の二、二二八の一〇の三、二二八の一〇の四、二二八の一〇の五、二二八の一〇の六、二二八の一〇の七、二二八の一〇の八、二二八の一〇の九、二二八の一〇の一〇
大字貝田字江尾道三九〇の八	大字貝田字江尾道三九〇の八の一部、二二八の二、二二八の三の一部、二二八の四の一部、二二八の五の一部、二二八の六の一部、二二八の七の一部、二二八の八の一部、二二八の九の一部、二二八の一〇の一部、二二八の一〇の二、二二八の一〇の三、二二八の一〇の四、二二八の一〇の五、二二八の一〇の六、二二八の一〇の七、二二八の一〇の八、二二八の一〇の九、二二八の一〇の一〇
大字貝田字江尾道三九〇の九	大字貝田字江尾道三九〇の九の一部、二二八の二、二二八の三の一部、二二八の四の一部、二二八の五の一部、二二八の六の一部、二二八の七の一部、二二八の八の一部、二二八の九の一部、二二八の一〇の一部、二二八の一〇の二、二二八の一〇の三、二二八の一〇の四、二二八の一〇の五、二二八の一〇の六、二二八の一〇の七、二二八の一〇の八、二二八の一〇の九、二二八の一〇の一〇
大字貝田字江尾道三九〇の一〇	大字貝田字江尾道三九〇の一〇の一部、二二八の二、二二八の三の一部、二二八の四の一部、二二八の五の一部、二二八の六の一部、二二八の七の一部、二二八の八の一部、二二八の九の一部、二二八の一〇の一部、二二八の一〇の二、二二八の一〇の三、二二八の一〇の四、二二八の一〇の五、二二八の一〇の六、二二八の一〇の七、二二八の一〇の八、二二八の一〇の九、二二八の一〇の一〇

元	大字貝田字林ノ 大字貝田字京屋林五の二の一部、五の三の一部 大字貝田字下原一一三の二から一一三の三までの一部、一一四の 一の一部、一一七の二から一一七の三まで、一一九の二、一一九 の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一八、一二九 八、一三〇〇と一体をなす国有地の一部 大字貝田字林ノ元のうち一二四の一部以外の区域
り	大字貝田字中通 大字貝田字中通りのうち二九一の四と一体をなす国有地の一部以 外の区域 大字貝田字江尾道三六一の三の一部、三六三の一部、三六四の一 の一部、三六六の一部、三七七の一部、三七八の一部、三八九の 二の一部、三八九の三の一部、三八九の四、三八九の五の一部、 三九〇の二の一部、三九〇の三の一部及びこれらと一体をなす国 有地並びに三六三、三六四の一、三六五、三七八、三八九の三と 一体をなす国有地の一部
道	大字貝田字江尾 大字貝田字林邊り二四の一部、二五の一部、二六の二の一部、二 六の三の一部、二七の一、二七の二の一部、二七の三、二八の一 から二八の三までの一部、一一六二の一部 大字貝田字中通り二九一の四と一体をなす国有地の一部 大字貝田字江尾道のうち三六一の三の一部、三六三の一部、三六 四の二の一部、三六六の一部、三七七の一部、三七八の一部、三 八二の二の一部、三八九の二の一部、三八九の三の一部、三八九 の四、三八九の五の一部、三九〇の二の一部、三九〇の三、三九 〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六三、三六 四の二、三六五、三七八、三八九の三と一体をなす国有地の一部

以外の区域	大字貝田字壁之 内山際	大字貝田字高下四九の二の一部、一二五五の一部 大字貝田字壁之内山際のうち二八四の一部、二二八七の一部以 外の区域
-------	----------------	--

**鳥取県告示第二百二十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
 県営土地改良事業に係る小田南部地区の換地処分を行ったので、同条第十項において準  
 用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百二十三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
 県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項に  
 おいて準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百二十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
 県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項に  
 おいて準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百二十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第八工区の換地処分を行ったので、同条第十項に  
おいて準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百二十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る南大山区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項にお  
いて準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百二十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る石見地区第五工区の換地処分を行ったので、同条第十項におい  
て準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百二十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法  
第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る高住地区の換地処  
分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条  
第四項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百二十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法  
第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る下前田地区の換地  
処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四  
条第四項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百三十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法  
第五十四条第三項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業に係る大和田地区の換地



処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百三十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る井原奥地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次